

基本計画部会第3ワーキンググループ（第1回） 議事概要

1 日 時 平成 22 年 7 月 8 日（木）10：00～11：15

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

廣松委員（座長）、安部委員、山本委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、厚生労働省統計情報部、農林水産省統計部、経済産業省調査統計部、国土交通省総合政策局、環境省総合環境政策局、日本銀行調査統計局、東京都統計部、大阪府総務部

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林統計委員会担当室参事官、谷道統計委員会担当室参事官補佐、上田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐

4 議事次第（1）第3ワーキンググループの検討の進め方について

（2）第3ワーキンググループの検討事項について

（3）その他

5 議事概要

冒頭、廣松座長から挨拶及び第3ワーキンググループの所属メンバーの紹介が行われた後、議事が進められた。

（1）第3ワーキンググループの検討の進め方について

事務局から、資料1に基づき「統計法施行状況報告に関する審議の進め方」について、資料2に基づき「ワーキンググループの運営」について、資料3に基づき「第3ワーキンググループ会合のスケジュール」について説明が行われた。

（2）第3ワーキンググループの検討事項について

事務局から、資料4に基づき委員から事前提出された意見について説明の後、廣松座長から、事前提出された意見を整理した座長メモを提示し、座長メモを基にヒアリングの対象事項について選定を行った。主な意見は次の通り。

- ・ 法 33 条 2 項による調査票情報の提供件数は、匿名データの提供やオーダーメイド集計の利用件数の倍近くあり、また、統計法の改正後は利便性が向上しておりニーズも高い。法 33 条についての課題を洗い出すことも重要ではないか。また、法 33 条の実績内訳を踏まえてヒアリングを行いたい。

法 33 条については、座長案の 1（3）でヒアリング項目として取り上げている。

- ・ 行政記録の活用の議論について、各WGの関係はどのようになっているのか。
第1WG、第2WGにおいて具体的な事項が扱われるが、議論の内容は本WGも含め委員全体で共有することとしたい。
- ・ 人材育成について、学界との交流・連携等がこれまでどのような形で行われてきたのかという実績も把握したほうがよい。
- ・ 座長メモにある「国際統計分野での活躍」の意味するところは何か。
国際機関での活動を含め、統計に関する国際的な対応に関する内容のことである。
- ・ 基本計画の本文と別表の関係については、基本計画の理念に基づいて5年間を目途として実現可能な工程表としてまとめたものが別表であり、基本計画の遂行をあらわしたものだ。今後数年たって、別表とは異なる対応の必要性が出てきた場合は、基本計画部会等で検討すべき。
- ・ 基本計画と参考2との関係については、基本計画は閣議決定されており、統計委員会が自由に変更できるものではない。政治状況を含めた社会状況の変化によって統計委員会に対して検討要請や意見が出されたときには、それに答えていくということが必要であり、昨今の「統合プラン」の提示等に対する対応などの喫緊の課題について委員会としての考え方を整理したものが参考2である。
- ・ 基本計画には5年間の平均の統計予算の総額が記載されている。この総額は個々の統計予算の積み上げだと思うが、個々の予算の把握等について、公表されているもので不十分な場合などは事務局等に照会したい。

委員からの意見を踏まえ、座長案のとおり、匿名データ・オーダーメイド集計、調査票情報の提供について 中核的職員の計画的な育成・確保の推進についての2つをヒアリング事項とし、それ以外の事項については、書面で回答を求めることで了承された。

(3) その他

審議協力者として、公的統計の二次利用のサテライト機関の関係者の参画について検討することとされた。その際の主な意見は以下のとおり。

- ・ 二次利用については、改正統計法施行前に一橋大学を通じた試行的提供が行われており、その際のユーザーからの意見についても伺うことができるのではないかと。

次回の会合は7月22日(木)15時から開催される予定。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >